

平成 30 年 1 月 16 日

都市計画課

## 鎌倉都市計画 都市計画公園・緑地の見直し方針（案）について

## 1 主旨

平成 29 年 7 月 27 日に第 65 回鎌倉市緑政審議会にて報告した都市計画公園・緑地の見直しについて、その後、都市計画審議会への報告やパブリックコメントを行い、「鎌倉都市計画 都市計画公園・緑地の見直し方針（案）（以下「方針案」といいます。）」を作成したため、内容及びパブリックコメントの結果等について報告するものです。

## 2 方針案について

## (1) 方針案（資料 3 - 2）について

方針案では、前回審議会にて説明した見直しの内容を元に、見直しの背景、本市の現状、見直しの考え方及び見直しのフローを示した上で、見直し対象を選定し、具体的な対応方針を示しています。

なお、見直し対象公園の個別地区の方針については、前回報告から変更しておりません。

## (2) 前回審議会における意見への対応について

- ・ 見直し対象公園の区域について、廃止の方針とした理由の説明が不十分である。現地の状況等を説明した上で、廃止はやむを得ないという説明が必要である。  
→ 意見を踏まえて、方針案では見直しに至った背景、本市の現状、見直しの考え方及び見直しのフローを示した上で、対象公園の個別地区について、検証結果に至った判断の理由を見直しフローのステップに沿って説明しています。  
また、現地写真を掲載することで、現地の位置や現況についてより把握できるようにしました。

## (3) パブリックコメントにおける意見の結果について（資料 3 - 3）

平成 29 年 11 月 6 日から 12 月 5 日までの 30 日間、パブリックコメントを実施した結果、3 通（4 件）の意見書が提出されました。

意見結果の内訳は、「方針全般について」が 1 件、「個別の都市計画公園・緑地の見直し結果について」が 1 件、「都市計画公園・緑地の制度について」が 1 件、「その他」が 1 件でした。提出された意見のうち、主なものは次のとおりです。

- ・ 5・6・1 号鎌倉海浜公園（金山地区）の廃止理由は説明不足である。古都保存法の内容を加筆し、緑地が保たれる旨を明記してほしい。  
→ 方針案 14 ページにおいて、歴史的風土特別保存地区における行為制限について説明し、施設整備を図る都市計画公園ではなく、現状凍結的に歴史的風土の保存を図るべき地域制緑地として保全していく旨を明記しました。

## 3 今後のスケジュール

方針案を平成 30 年 1 月 23 日に開催予定の鎌倉市都市計画審議会において諮問し、了承を得た後に、「鎌倉都市計画 都市計画公園・緑地の見直し方針」として公表します。

なお、一部区域の廃止を予定している 5・6・1 号鎌倉海浜公園は、平成 30 年度以降に区域を廃止する都市計画変更手続を進めます。